

大洗町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、大洗町の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手段等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において、「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 町長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、町長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 町の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

(交付の手續)

第4条 町長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(別記様式2)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 町長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書(別記様式1)による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(別記様式2)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章等の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 町長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、町長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章(以下「腕章等」という。)を交付するものとする。

2 町長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者(前項において掲げる者を除く。)並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 町長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場合若しくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)をあわせて、交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 町長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 町長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 町長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認める時は、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

- 2 前項の場合において、町長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 町長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により、速やかに町長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 町長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

- 2 町長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊腕章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式4）により速やかに町長に申請し、身分証明書の再交付を受け付けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期限及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、町長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

- 2 第10条第2項の規定により、町長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑

み、町長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 町長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 町長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 町長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定め

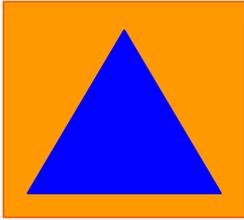
るところによる。

第19条 町長における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、生活環境課が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成18年12月18日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：大洗町消防本部 1）
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

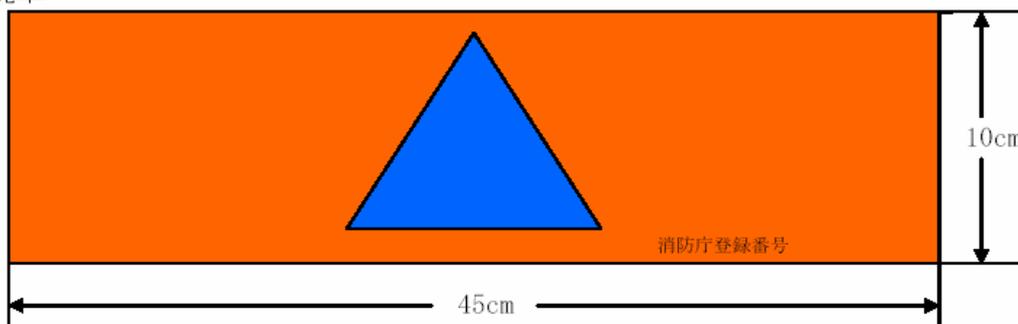
別紙 (第2条関係)

身分証明書

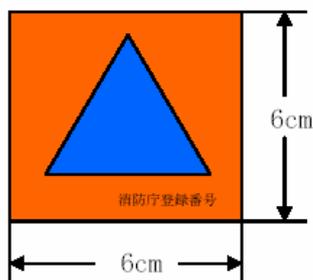
表面	裏面															
 消防庁長官 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name 生年月日/Date of birth この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ議定書及び1949年8月12日のジュネーブ議定書の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって登録される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflict (Protocol I) in his capacity as 交付書の年月日/Date of issue 証明書の番号/No. of card 許可者の署名/signature of issuing authority 有効期間の満了日/Date of expiry	<table border="1"> <thead> <tr> <th>身振/Height</th> <th>髪の色/Hair</th> <th>顔色/Complexion</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information</td> </tr> <tr> <td colspan="3">血型/Blood type</td> </tr> <tr> <td colspan="3">所持者の写真/PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td>印鑑/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/signature of holder</td> </tr> </tbody> </table>	身振/Height	髪の色/Hair	顔色/Complexion	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information			血型/Blood type			所持者の写真/PHOTO OF HOLDER			印鑑/Stamp	所持者の署名/signature of holder	
身振/Height	髪の色/Hair	顔色/Complexion														
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information																
血型/Blood type																
所持者の写真/PHOTO OF HOLDER																
印鑑/Stamp	所持者の署名/signature of holder															
(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))																

別紙 (第2条関係)

①腕章

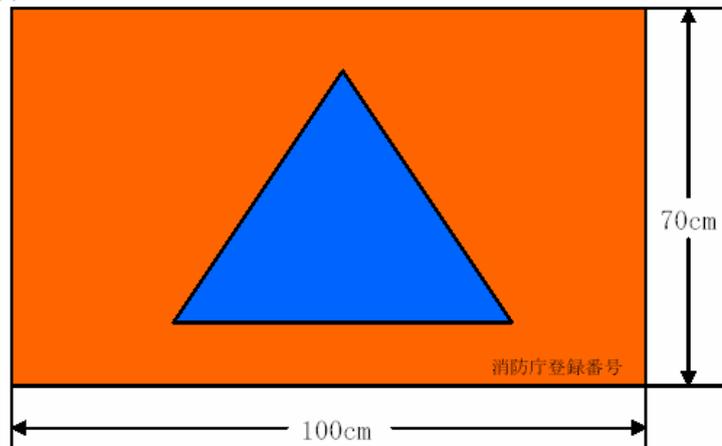


②帽章



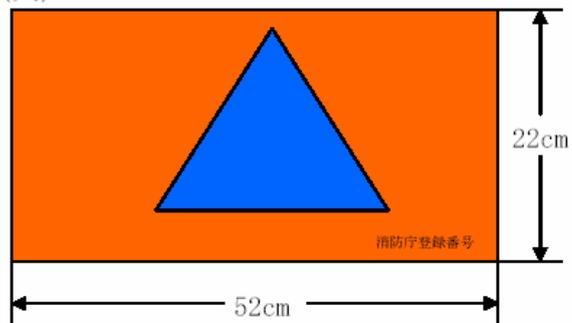
別紙 (第2条関係)

①旗



②車両章

(大)



別記様式1（第4条関係）

平成 年 月 日

大洗町長 殿

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：（漢 字） （ローマ字）.....	生年月日（西暦）年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒..... 電話番号：..... E-mail：.....	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80%; margin: auto;"> <p>写 真</p> <p>縦4×横3cm （身分証明書交付又は 使用許可の場合のみ）</p> </div>
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載） 身 長：..... cm 目の色：..... 頭髪の色：..... 血液型：.....（Rh 因子.....）	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等（標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載）	
（許可権者使用欄） 資 格：..... 証明書番号：..... 交付等の年月日：..... 有効期限の満了日：..... 返納日：.....	

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
大洗町長 殿	
申請書	
住所 _____ (電話 _____)	
氏名 _____ 印	
1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失(破損等)年月日	
3 紛失の状況(破損等の理由)	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
大洗町長 殿	
申請書	
住所 _____ (電話 _____)	
氏名 _____ 印	
1 旧身分証明番号	
2 理由	
3 その他必要な事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - ※印の欄は、記入しないこと。

災害時に援護を要する方の安否確認・救助活動対象者名簿

大洗町

地区 担当

No.

番号	住 所 (町丁字番地)	氏名(生年月日)	血液型	性別	電話番号	世帯主氏名	身体等の不自由な状況 (寝たきり, 虚弱, 障害の 部位, 車椅子の使用等)	かかりつけ医院(師)名, 電話番号	災害発生時の確認事項	
									救助必要 の有無	収容先
		(年 月 日)	A B O AB	男・女	- -			- -	有・無	
		(年 月 日)	A B O AB	男・女	- -			- -	有・無	
		(年 月 日)	A B O AB	男・女	- -			- -	有・無	
		(年 月 日)	A B O AB	男・女	- -			- -	有・無	
		(年 月 日)	A B O AB	男・女	- -			- -	有・無	
		(年 月 日)	A B O AB	男・女	- -			- -	有・無	
		(年 月 日)	A B O AB	男・女	- -			- -	有・無	
		(年 月 日)	A B O AB	男・女	- -			- -	有・無	
		(年 月 日)	A B O AB	男・女	- -			- -	有・無	

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(20 年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む)	
⑥ 国籍	日本 その他 ()
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負 傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の住居	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94号第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95号第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物質、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(20 年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む)	
⑥ 国籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は国民保護法第94号第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95号第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物質、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報照会書

年 月 日		
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		
申請者 住 所(居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置 に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日 本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規定A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり 回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当する否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日 本 其 他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規定A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要事項」に記入すること。

〈 記入要領 〉

(様式第1号、様式第2号)

- 1 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 2 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。
「国名表」には、未掲載の国にあつては、「その他」と記載する。
- 3 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場所に、当該情報に代えて個人を識別することができるよう身体的特徴等を記載する。
- 4 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 5 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重症」、「軽症」と区分して記載する。負傷者の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷してない場合は空欄とする。
この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
「重症」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
「軽症」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
- 6 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- 7 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 8 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。